

消費者契約に関する制度の企画立案

資料3-3

現状把握 ・課題設定	インプット (資源)	アクティビティ (活動)	アウトプット (活動目標・実績)	アウトカム (成果目標・実績)	インパクト (国民・社会への 影響)
<p>超高齢化やデジタル技術の進展といった社会の急激な変化により生み出される消費者の様々ななぜい弱性への対応が課題</p> <p>①消費者契約法を含めた消費者法制の見直しが必要 ②このような見直しも踏まえて認知度のより一層の向上が必要 ※令和3年度消費者契約法の認知度: 34.7%</p>	<p>①検討会等の開催回数 ②消費者契約法のパンフレットの配布部数</p> <p>①平成30年改正時の附帯決議を受け、「消費者契約に関する検討会」を開催し、消費者契約法の見直しを検討 令和4年3月に改正法案を国会に提出 ②消費者契約法に関する説明会等の実施や広報資料の配布等を通じて周知・啓発活動を実施</p> <p>①令和4年度改正及び制度の抜本的な見直し ②制度の認知度の向上により、消費者の財産被害が一層防止され、消費者が安全で安心して取引を行うことができる社会を実現する</p>	<p>①検討会等の開催回数 ②消費者契約法のパンフレットの配布部数</p> <p>①平成30年改正時の附帯決議を踏まえた消費者契約法の改正 ・既存の枠組みにとらわれない消費者法制の抜本的議論の開始 ②消費者契約法の改正を踏まえてパンフレットを改訂、配布し、令和4年度に消費者契約法の認知度を40%に引き上げる</p>	<p>〔短期〕 ・平成30年改正時の附帯決議を踏まえた消費者契約法の改正 ・既存の枠組みにとらわれない消費者法制の抜本的議論の開始 〔中・長期〕 ・消費者の様々ななぜい弱性を踏まえ、消費者契約法を含めた消費者法制の在り方について抜本的に議論</p>	<p>〔短期〕 ・消費者契約法の改正を踏まえてパンフレットを改訂、配布し、令和4年度に消費者契約法の認知度を40%に引き上げ 〔中・長期〕 ・改正法の施行予定の令和5年度には45%に引き上げ ・令和6年度には、目標の50%に到達することを目指す</p>	<p>〔中・長期〕 ・消費者の様々ななぜい弱性を踏まえ、消費者契約法を含めた消費者法制の在り方について抜本的に議論</p>